

貧困世帯の子どもが抱える個別ニーズに対処するには、どのような専門性や職務を有する教職員を、何人程度、どのように配置する必要があるかについては、今後検討されるべき課題である。日本の教員の勤務時間が国際的に見て特に長いことを考慮すれば（OECD, 2014）、現状の教員の職務の拡大や長時間労働化により貧困世帯の子どものニーズに対応するのは極めて困難だと言えるだろう。

必要な教職員の確保について現段階で指標化が可能なのは、文部科学省が実施する「学校基本調査」のデータに基づいた、教員一人当たり児童生徒数と職員一人当たり児童生徒数である。ただし、これらの数値の全国平均値は、政策的なインプットの効果としてではなく、児童生徒数の自然減の効果により減少、つまり改善する可能性がある。そのため全国平均値の改善が見られたからといって、必ずしも必要な教員数の確保に向けて前進していると解釈できるわけではない。そこで、児童生徒数の特に多い大都市（例えは政令指定都市・特別区）において、教員一人当たり児童生徒数と職員一人当たり児童生徒数が改善しているかを別途モニターする必要があるだろう。

● 教員の資質能力向上機会

貧困世帯の子どもが抱える個別ニーズに対処するには、先に述べた必要な教職員の確保に加え、教員の資質能力を向上することも必要となるだろう。文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の学校調査では、教員研修の頻度についてデータを収集している。これをもとに教員研修の頻度が少ない学校の割合を指標化し、この数値の減少を目標に設定するという方法が考えられる。特に、貧困世帯の児童生徒が多いなど、教育上の課題が大きい学校で十分な研修の機会を確保することが目指される。「全国学力・学習状況調査」では、各学校に就学援助を受けている児童生徒の割合を尋ねているため、この割合の高さと教員研修の頻度との関連を把握することも可能である。

● 進路指導実施状況（中学校）

中学校での進路指導について、国立教育政策研究所が7年に1度実施している「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」の結果によると、2012年には90%以上の学校で中学3年生を対象に「上級学校の内容や入試等についての情報提供」や「進学にかかる費用や奨学金についての情報提供」を行った。しかし、中学1年生を対象に行った学校の割合は、前者については7.6%、後者については5.1%にすぎない。多くの生徒は最初から高校に進学することを前提としているため、高校教育や入試についての情報を、学校で進路指導を受ける前から、家族、友人、先輩、塾などを通じて得ているだろう。しかし、貧困世帯の生徒の中には高校進学への希望をもてず、進学に関する情報とは無縁な生徒もいると考えられ、こうした生徒にとって学校での進路指導が特に重要な、あるいは唯一の情報源になる可能性もある。このような場合、中学3年生より早い段階で、高校教育や入試、費用や奨学金についての指導を行う必要があると考えられる。

なぜなら、現在、所得が一定水準未満の世帯の生徒であれば、高等学校等の授業料は高等學校等就学支援金制度により支援されるが、生徒はこうした制度の存在や内容を早い段階から認知していなければ、高校進学を諦めたり、希望を引き下げたりするかもしれないからである。私立学校等に進学する場合には世帯所得に応じて加算支給があることなど、制度の詳細について理解するには、学校での指導が不可欠だろう。また、授業料以外の学校教育費は家計負担しなければならないが、そうした費用を賄うための制度についても学校が生徒に情報提供を行う必要がある。国の制度としては（資金の給付ではなく貸与ではあるが）、生活福祉資金貸付制度、母子寡婦福祉資金貸付制度、日本学生支援機構奨学金があり、その他に地方自治体が独自に制度を導入している場合もある。しかし、こうした制度の利用者も最初からそれを知っていたというより、資金のあてを探す中でたまたま知ったという人が多いようである（鳥山、2008）。学校で組織的な情報提供が行われていれば、資金調達のために苦労して奔走する生徒や、たまたま知ることもできずに進学を諦める生徒を減らすことにつながるだろう。

貧困世帯の子どもが中学校卒業後もさらに教育を受けることの重要性を理解するには、近年の若年者が置かれる雇用環境について一定の知識をもつことも重要だと考えられる。しかしながら、先述の調査の結果によると、「若年者の雇用・就職の動向に関する講話・講演」を行った学校の割合は、中学校3年生を対象とした場合でも5%である。

以上より、進路指導実施状況を指標とし、「上級学校の内容や入試等についての情報提供」と「進学にかかる費用や奨学金についての情報提供」については中学1年生の段階から実施する学校の割合を高めること、「若年者の雇用・就職の動向に関する講話・講演」については、まず中学3年生で実施する学校の割合を高めることを目標とすることが期待される。また、実施の普及と同時に、指導の内容が貧困世帯の進学の選択肢を広げるのに十分な内容となっているかについても留意する必要がある。

3 新たな指標の検討と提案：アウトカム指標

● 学力

貧困世帯の子どもの抱える問題の一つが低学力であることや、貧困が学力を低下させる要因であることは度々懸念されてきており、部分的にはデータでも確認されてきたが、日本ではこれについて全国規模で定量的に検討するデータが長らく不十分であった。こうした状況において、文部科学省は2013年度の「全国学力・学習状況調査」で保護者調査を実施した。その結果に基づき、世帯所得が低いほど国語と算数の正答率が低いことが明らかにされた（浜野、2014）。しかも、世帯所得が正答率に与える効果は、父親と母親の学歴を統制した後も残ることが明らかにされており（山田、2014）、親の学歴が子どもの学力に影響することにより生じた見せかけの関連ではないことが示唆される。

以上より、子どもの貧困対策を通じて貧困が子どもの学力を低める効果を緩和すること

が求められ、その成果をモニターするための指標の設定も必要とされている。このための直接的な方法として考えられるのは、世帯所得グループ（例えば五分位グループ）ごとの学力を比較し、その推移を調べることである。そしてグループ間の差を縮小させることができが貧困対策の目標として設定されるだろう。しかし、現行の「全国学力・学習状況調査」は、結果の年度間比較を可能にするような設計では実施されていないため、こうした指標は作成できない。正答数の標準化スコアを用いてグループ間比較を行い、仮にそのグループ間の差の縮小が見られたとしても、それが貧困対策の効果によるものなのか、調査問題の性質の違いによるもののかは判別できないためである。貧困対策の成果をモニターするため、世帯所得グループごとの学力の推移を検討することが望ましいのであれば、「全国学力・学習状況調査」の設計を、学力の変化を追跡できるように変更する必要がある。さらに、2013 年度に実施したような保護者調査を何年かに一度実施し、定期的に世帯所得について調査する必要もある。

小中学生を対象とした学力調査で、結果の年度間比較が可能なものには、国際教育到達度評価学会により 4 年に 1 度実施される「国際数学・理科教育動向調査(Trends in International Mathematics and Science Study)」(以下、TIMSS とする) がある。日本も参加している。この調査では項目反応理論を用いて得点を推定している。しかし、家庭背景について蔵書数や親の学歴については尋ねているものの、世帯所得など貧困の変数については尋ねていない。そのため TIMSS の調査結果からも、上述のようなグループ間の学力差の縮小をモニタ一するための指標は、やはり作成できない。

貧困対策の効果をモニターするのに適しており、しかも入手可能なデータから作成できる学力の指標として、TIMSS のデータを用いた、数学と理科のスコアの平均値と、国際的に設定されたベンチマークを下回る児童生徒の割合が挙げられる。国際的な調査ではあるが、日本の国際的な位置を上昇させるためではない。現在、貧困ゆえに本来達成できるであろう学力を達成できずにいる児童生徒がいるならば、その貧困の影響を緩和して学力を高めることに成功した場合、その成果は平均値にも反映すると考えられるからである。ただし、学力を高めやすい児童生徒だけをターゲットとした学力向上施策につながってはならないため、学習において最も大きな困難を抱えていると想定される低学力層の減少も、同時にモニターする必要がある。

子どもの貧困対策の成果をモニターするため学力の指標を用いることについて、以下の留意点を指摘しておきたい。子どもの学力を向上させるには、貧困率の削減とは異なり、最終的にはどうしても子ども本人の努力が必要とされる。もちろん全ての子どもに対して努力できるだけの環境を平等に整えることは公共政策の重要な課題であるが、子どもに努力を強制すること、特に強制しようとしてストレスやプレッシャーを与えることは回避しなければならない。この点を考慮すると、貧困対策により改善可能な範囲について、過度に野心的な目標を設定することも回避すべきだろう。また、指標の利用が、場合によっては子どもに直接向き合う教員にもストレスやプレッシャーを与えたり、表面的に得点を上

げるためだけの教育を優先するインセンティブを与えたる可能性があることに注意する必要がある。つまり指標を設定する際には、その適切な活用方法についても議論を深めるべきである。

● 学校外学習時間

出身家庭の社会経済的背景により学校外学習時間の差があること、言い換えれば本人の意思や希望とは無関係な環境の制約により努力の量に差が生じることについては、苅谷（2000）など教育社会学の研究により改善すべき課題として指摘されてきた。近年、より具体的に貧困や低所得が学校外学習時間に関連することも明らかにされている。内閣府が2011年に中学3年生を対象に実施した「親と子の生活意識に関する調査」の結果をもとに、貧困世帯の子どもがそうでない子どもに比べ学校学習時間が短いこと（石田, 2012）、学校外学習時間の長さに対する世帯所得の効果は親の学歴や学習習慣を統制した上でも残り、学校外教育サービス利用の有無を媒介として生じていることが示された（卯月, 近刊）。

学校外学習時間について全国規模で継続的に調査しているのは、「全国学力・学習状況調査」である。学力のところで指摘したように、世帯所得グループの間に見られる学校外学習時間の差を指標とするには、定期的に世帯所得のデータを収集する必要がある。しかし、現段階でその計画は不明なので、学校外学習時間が特に短い児童生徒の割合を指標とすることを提案する。具体的には、1日当たりの学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合を減少させることを目標とし、その推移をモニターするという方法が考えられる。2014年には、それに当たる小学6年生が約4割、中学3年生が約3割いた。

● 朝食習慣

朝食を毎日欠かさず食べることは、教育に関するアウトカムというより、基本的なウェルビーイングだと言うべきかもしれない。とはいえ、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」でも朝食についての質問項目があるように、朝食の習慣は学習を支える体力や健康につながり、毎日食べるよう指導することは学校教育の課題とされることも多い。また、先述の中学生を対象とした内閣府の調査結果から、全体としては8割程度の子どもが朝食を毎日食べているが、貧困世帯の子どもはそうでない子どもよりもその割合がやや低い（79%と84%）との結果も出ている（石田, 2012）。これは定量的なエビデンスとしては弱いかもしれない。しかし、国立社会保障・人口問題研究所が2012年に実施した「生活と支え合いに関する調査」の結果によれば、「過去1年間に食料が買えなかった経験」が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」のいずれかに当てはまる回答した調査対象者の割合は14.8%であり（国立社会保障・人口問題研究所, 2014）、経済的な困窮により朝食を抜いてしまう可能性もあることが示唆される。

朝食習慣の指標となるのは、「全国学力・学習状況調査」で「朝食を毎日食べている」という質問に対し、「している」以外（「どちらかといえば、している」、「あまりしていない」）

い、「全くしていない」)の回答をした児童生徒の割合である。2014年のデータでは、小学6年生の11.8%、中学3年生の16.2%が朝食を毎日食べていない。学力と学習状況調査に関して既に指摘したように、世帯所得グループごとの割合の推移を見るには、定期的に世帯所得のデータを収集する必要がある。

● 不登校・いじめ

貧困により不登校やいじめのリスクがどれだけ高まるかについて、全国規模で実施された定量的な研究はなかなか見当たらないが、貧困が要因となって不登校やいじめの起きる可能性があることは度々指摘されている(例えば阿部, 2014; 金子, 2009; 盛満, 2011; Ridge, 2003)。親が長時間労働で子どもの登校時刻より前に家を出なければならない場合や、親の健康状態が悪く子どもの面倒を十分に見られない場合に、子どもが規則的な生活を送れず不登校になる可能性があると考えられる。低学力も子どもの登校意欲を減退させる要因となり得るだろう。また、貧困がいじめにつながるのは、貧困により住居や衣服を清潔に保ちにくいこと、古くなった物を使い続けなければならぬこと、多くの子どもたちが買い与えられているもの(ゲームなど)を持っていないことなどの理由で、中傷を受けたり、仲間に入れてもらえないなどたりする可能性があるためである。この可能性があることは、不登校にもつながり得るだろう。貧困の緩和によりこうした不登校やいじめのリスクも低下することが期待されるのと同時に、たとえ子どもの生活が貧困の影響を受けていたとしても、それが不登校やいじめにつながらないように学校が対処することも必要である。また、上で述べたような学力向上施策を、子どもたちにストレスやプレッシャーを与えずに進めるためにも、不登校やいじめが増加していないか注視する必要がある。

不登校の指標となるのは、文部科学省の「学校基本調査」でデータ収集されている、理由別長期欠席者数(年間通算30日以上欠席した児童生徒数)のうち「不登校」に分類される児童生徒数である。調査の手引きによれば「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。)」であり、「欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるもの」とされている¹。貧困との関連では、「不登校」とは区別して分類されながらわずかに存在する、「経済的な理由」による長期欠席者数も加味しても良いかもしれない。なお、「不登校」の児童生徒数は、「保護者の教育に関する考え方」による長期欠席者数は含まないため、基本的には減少することが望ましい数値として扱えるだろう。

いじめに関して継続的に入手可能なデータは、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で収集されている、いじめの認知件数である。

¹http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/03/13/1355790_6_1.pdf
(2015年3月30日アクセス)。

この調査においていじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義される²。一般的に、施策の効果をモニターするための指標は、どちらの方向に変化するのが望ましいか（増加するほうがよいか、減少するほうがよいか）が明確に判断できることが求められる。その観点からは、いじめの認知件数は指標として不十分だと言わざるを得ない。いじめの発生件数が減少するほうが望ましいのは明確だが、発生した場合には認知されることが望ましいため、認知件数の増減に対する評価が困難だからである。いじめの認知件数を子どもの貧困指標の一つとして採用する場合には、その点に留意して解釈する必要がある。

4 今後の検討課題

個々の指標についての検討課題は既に述べてきたが、最後に、まだ述べていない点についてまとめておきたい。子どもの貧困に関する指標を設定することで、政治家、政策担当者、市民が子どもの貧困問題について認識を高めることを目指すならば、特に重要な指標を取捨選択し、解釈の容易な方法で提示することが望ましいだろう。そのため、本プロジェクトで取り上げる指標も、数が多くなりすぎないよう、また複雑なものとならないよう配慮した。しかし、取捨選択については引き続き幅広い立場を交えた議論が必要である。特にインプット指標については、具体的に実施される貧困対策に対応させて設定する必要があるが、現段階ではそれらの施策について大まかに想定した上での提案にすぎない。

本プロジェクトで提案した指標は、基本的には資源の累進的な再分配により改善することが期待されるものである。他方で、現在進みつつある教育制度改革がもたらす資源配分構造の変化をモニターするための指標を、網羅的に提案できているわけではない。一例として、公立の中等教育学校の設置が進んでいるが、入学者選抜が行われる結果として相対的に恵まれた背景をもつ生徒が中等教育学校に入学し、中等教育学校でより質の高い教育が行われるとする。その場合、経済的な資源配分として逆進的とまで言えるかは慎重な検討を要するところだが、公立学校の教育資源が相対的に恵まれた背景をもつ生徒に有利に配分されるという意味では、逆進的になる可能性もある。このように、指標により捉えられた領域では貧困対策が進んだとしても、それ以外の領域で貧困対策とは逆の方向に改革が進んだ場合には、全体として貧困対策が進んだのかどうかが不明瞭になる。この問題は、部分的にはアウトカム指標のモニターにより克服できる点かもしれないが、インプット指標を用いる際には留意すべき点である。

参考文献

²http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/yougo/1267642.htm (2015年3月30日アクセス)。

- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困 II—解決策を考える』 岩波新書.
- 鷹咲子 (2013) 『子どもの貧困と教育機会の不平等—種学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』 明石書店.
- 浜野隆 (2014) 「家庭環境と子どもの学力 (1) 家庭の教育投資・保護者の意識等と子どもの学力」, 国立大学法人お茶の水女子大学編『平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』, pp.16-41.
- 石田浩 (2012) 「相対的貧困世帯と親及び子の行動と意識」, 内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室編『親と子の生活意識に関する調査報告書』, pp. 95-105.
- 金子由美子 (2009) 「他人には知られたくない—保健室から見る子どもの貧困」, 子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』 明石書店.
- 斎谷剛彦 (2000) 「学習時間の研究—努力の不平等とメリトクラシー」, 『教育社会学研究』, 第 66 集, pp.213-230.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2014) 『2012 年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査 報告書』.
- 文部科学省 (2014) 『平成 24 年度子供の学習費調査報告書』.
- 盛満弥生 (2011) 「学校における貧困の表れとその不可視化—生活後保世帯出身生徒の学校生活を事例に」, 『教育社会学研究』第 88 集, pp.273-294.
- OECD (2014), *TALIS 2013 Results: An International Perspective on Teaching and Learning*, OECD Publishing.
- Ridge, Tess (2003), *Childhood poverty and social exclusion: From a child's perspective*, Policy Press.
- 鳥山まどか (2008) 「貧困家庭における教育費負担の困難」, 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』 明石書店, pp.202-214.
- 卯月由佳 (近刊) 「低収入世帯の子どもの不利の緩和に学校外学習支援は有効か—世帯収入が中学生の学校外学習時間に与える効果の分析をもとに」, 『社会政策』.
- 山田哲也 (2014) 「社会経済的背景と子どもの学力 (1) 家庭の社会経済的背景による学力格差：教科別・問題別・学校段階別の分析」, 国立大学法人お茶の水女子大学編『平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』, pp.57-82.
- 湯田伸一 (2009) 『知らせざる就学援助—驚愕の市区町村格差』 学事出版.

付記

本稿は、プロジェクト・メンバーの足立泰美、末富芳の各氏との議論から得られた示唆を反映したものである。ただし、本稿に示す見解と残される誤りの責任は著者のみにある。

子どもの貧困と親の就業状況*

甲南大学経済学部 足立 泰美[†]

【最終改訂： 2015 年 4 月 18 日】

〈概要〉

子どもの貧困は、失業や低収入などの親の経済的貧困、離婚や死別によるひとり親などの家族構成によって生じるとしている。そこには、親の貧困が子どもの生活水準の低下を招き、世代を超えて貧困が連鎖し、子どもの将来が閉ざされるといった貧困の連鎖が、子どもの貧困には潜在している。しかも近年の親の所得の格差の拡大とともに、子どもの貧困が深刻化している可能性が高い。そこで本稿では、子どもの貧困として不登校と児童虐待を取り上げ、親の就業と子どもの貧困の関係に着目し就業の有無、労働時間あたりの賃金、男女の賃金比を用い、子どもの貧困に与える影響を検証した。

推計結果より、就業状況との関係でみたときに子どもの貧困は年齢階級に応じて異なる傾向があることが検証された。小学校および中学校の不登校には、男女賃金比および女性の労働賃金率から、女性の機会費用が増えると増加傾向となり、県民 1 人あたり所得が増えれば、抑えられることが明らかとなった。だが高校では親の就業の有無、就業状況ならびに所得は、高校の不登校率に有意に影響を与えないことが示された。

一方、子どもの虐待について年齢別に検証したところ、全ての年齢に共通して親の就業状況は有意に影響を与えないものの、3 歳未満、3 歳以上 6 歳未満、小学校、中学校の児童虐待は母子家庭非正規職員割合が多いほど増えていることが明らかとなった。なお、高校については母子家庭の就業要因との関係で、統計的に有意な結果が得られなかった。

したがって、子どもの貧困の対策には、親の就業および家族構成からのアプローチが有効であると考えられ、しかも対象児童の年齢は中学生までが効果的であることが示された。具体的には児童の不登校には親の就業状況への政策を検討することが有効であり、児童虐待には母子家庭の就業政策を打ち出すことが重要である。

JEL Classification: D12, I31, I32

キーワード：子どもの貧困、親の経済的貧困、ひとり親の家族構成

* 本研究は公益財団法人かんぽ財団「少子高齢社会における家計の消費・貯蓄行動と年金・医療・介護政策（かんぽ財第 33 号）」から研究の助成を受けている。なお本稿の内容に関する一切の誤りは著者の責に帰するものである。

† 甲南大学経済学部准教授 E-mail: adachi@center.konan-u.ac.jp

Child Poverty and Parent's Economic Poverty

Yoshimi Adachi

[April 18, 2015]

Abstract

This paper explored the child poverty arises from parent's economic poverty and family structure, such as unemployment and single parent. In recent years, with the expansion of parental income gaps, there is a strong possibility that there is a serious problem of child poverty. The poverty of parents may lead to a reduction in the child's standard of living and the poverty chain extends beyond each generation.

In this study, I have demonstrated the relationship between parent's employment and child poverty, using truancy and child abuse as poverty indicators. Two facts on Japanese child poverty problems have emerged from this estimation results. First, truancy rate of elementary school and junior high school rises, when wages per working hour and the wage ratio of men and women increases. Truancy rate of high school does not statistically affect from the employment status of the parents. Second, the abuse rate of pre-school, elementary school and junior high school rises, when a non-regular staff rate of mother-to-child household increases. The abuse rate of high school does not affect statistically from the employment factor.

Therefore, this study has showed that the parents' employment situation and the family structure give the impact on children poverty until junior high school students.

JEL Classifications: D12, I31, I32.

Keywords: Child Poverty, Parent's Economic Poverty, Family Structure

1. はじめに

貧困とは、社会で最低限必要とみなされる生活水準の実現および機会の享受を妨げる状況をいう。子どもの貧困には、養育する親の経済状況や社会状況が大きく関係する。

Foster, M. and M. Mira d' Ercole (2005) は、子どもの貧困は、失業や低収入などの親の経済的貧困、離婚や死別によるひとり親などの家族構成によって生じるとしている。そこには、親の貧困が子どもの生活水準の低下を招き、世代を超えて貧困が連鎖し、子どもの将来が閉ざされるといった貧困の連鎖が、子どもの貧困には潜在している。

当該国の中位可処分所得水準の半分未満の世帯で生活する 18 歳未満を子どもの貧困と定義している。OECD 諸国で比べたとき、我が国の子どもの貧困率は 2000 年代半ば以降上昇し続け、2014 年には過去最悪の 16% を上回る値を出した。なかでも、ひとり親世帯の子どもの貧困率は厳しい値を示しており、OECD 諸国の最下位に位置する結果となつた。このような事態を危惧し、同年 8 月には「子どもの貧困対策大綱」を策定した。

深刻な子どもの貧困が発生する背景には、長引く景気低迷のもとで、子育て世帯の経済状況の脆弱化と就労と子育ての両立の難しさが要因としてあげられる。総務省「労働力調査」「労働力調査特別調査」によると、若年層を中心に不安定で賃金が低い非正規雇用が増加するなかで、男性の労働賃金率は低下し、一方で若年女性の就業率および労働賃金率がともに上昇しており、共働き世帯が年々増え続けている。夫婦ともにフルタイムの世帯は減少し、逆に夫婦ともにパートタイム世帯が増え続けている傾向が認められ、世帯間の所得格差が拡大している¹。ここに、子育ての負担が重なる。

女性の就業率の向上は、子育てに投入する時間の減少を意味しており、子どもに何らかの影響をもたらすかもしれない。その一つに不登校がある。不登校とは、心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあることをいう。

厚生労働省(2013)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小学校の半分近くが不登校児童生徒を抱えており、中学校および高校では 8 割を超えている²。不登校になるきっかけで最も多いのが、小学校、中学校そして高校に共通して不安など情緒的混乱と無気力³があげられており、次いで家庭に係る状況が誘因となっている⁴。

¹ フルタイムは週間労働時間 35 時間以上の非農林業雇用者、パートタイムが週間労働時間 34 時間以下の非農林業雇用者である。

² 小学生のうち 0.4% が不登校児童であり、中学生については 1 クラスに 1 人はいることが明らかとなっている。

³ 2013 年度では、小学生は不安など情緒的混乱が 35.3% で、無気力が 23.0% である。中学生は、不安など情緒的混乱および無気力ともに 26.2% である。

⁴ 小学生の 29.6%、中学生では 16.9% そして高校生では 9.8% が家庭にかかる状況を理由に

したがって学校の対応は、本人だけでなく家庭にも目を向けており、小学校の3割、中学校の6割、そして高校の5割近くが何らかの働きかけを保護者に行っている。具体的には登校を促すため電話をかけたり迎えに行ったり、家庭への保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善を図ろうとしている。

保護者への関わりには、様々な工夫がこらされているものの、家族構成によっては教育にとどまらず経済的状況にも目を向けていく必要がある。ひとり親世帯の場合では、経済状況が子どもの学習環境を低下させ、子どもの貧困を招いている可能性が高い。

「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」によるとひとり親の就業状況は、母子世帯および父子世帯に共通して、就業率が低下しており、雇用形態別にみるとパート・アルバイトが増えるなかで、正規の職員の割合が減少傾向にある。国民生活基礎調査によると児童のいる世帯の平均収入を100として比較すると、父子世帯は69.1であるのに対し、母子世帯の平均収入は44.2と低く、母子世帯の5割近くで預貯金が「50万円未満」という厳しい経済状況に陥っている。

母子世帯の経済困窮は、子どもの生育環境に影響を与え、子どもの生活水準の低下を招いているおそれがある。また、世帯内の収入の低下は教育負担の上昇にも繋がり、子どもが必要な学習を受ける機会を喪失することにもなるだろう。さらに親の社会的孤立も重なり、子育てが精神的なストレスとなり児童虐待を引き起こしているかもしれない⁵。

実際に、東京都福祉保険局(2010)「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」報告書では、児童虐待が増加⁶の一途を辿っており、家族構成の内訳をみるとひとり親家庭が多くの割合を占め、なかでも母子世帯のほうが父子世帯を上回って虐待件数が増えているとしている。

長引く景気低迷のもとで、子育て世帯の不安定な雇用形態と低い賃金による経済状況の脆弱化、また就業率の向上は子育て時間の減少が伴い、子どもに何らかの影響をもたらしているかもしれない。そこで本稿では、親の就業状況や家族構成によって、子どもの生活水準が低下しており、不登校や虐待といった子どもの貧困を招いているかを検証する。

本稿の構成は以下の通りである。次節では先行研究について説明する。3節では分析に用いる仮説の想定、4節ではデータの概要と変数および推計モデルについて述べる。5節では実証分析の推計結果を示す。最後の6節では、本稿で得られた結果を考察し、むすびとする。

あげている。

⁵ 児童相談所における児童虐待対応件数の年齢別に格差が生じており、就学前児童だけで児童虐待対応件数の半分を占める。

⁶ 児童虐待対応件数は急激に増加しており2013年度(速報値)には73,765件数にのぼっており、26,569件の2003年と比べ2.5倍以上に増えている。なかでも、6,509件の大坂が最も多く、次いで東京の5,414件、千葉県4,561件が続く。

2. 先行研究

子どもの貧困を論じた研究には、成人期の貧困が子ども期の貧困に帰することを検証した研究がある。阿部(2007)は、「社会生活に関する実態調査」データを用い、現在の生活水準が15歳の子ども期の貧困から有意に影響を受けていると示している。なお、困窮とは食料、衣料、医療ならびに耐久財10項目の消費項目が、金銭的な理由で購入できない場合を指している。Abe(2010)は、「社会生活調査」データを使用し、同様の結果を確認している。またOshio,et al.(2010)は、日本版総合的社会調査(JGSS)で、子ども期の貧困が現在の低所得、主観的幸福度や健康度に有意に影響を与えるとしている。阿部(2011)は、非正規労働、低所得、食料困窮、衣服困窮等の貧困である層は、15歳の子ども期に貧困で低学歴であったことを検証している。このことから、子ども期の貧困が現在の成人期の貧困を招いていることが明らかとなっている。

子ども期の貧困は親の就業および所得に左右されるだろう。親の就業、なかでも母親の就業と子育ての関係を論じた研究に高山・有田(1992)および高田(2010)がある。高山・有田(1992)では「全国消費実態調査」データを使用し、世帯主の年収、2歳以下の子どもの有無、妻の年齢によって妻の就業選択が変化することを実証的に明らかにしている。したがって親の就業の有無および就業状況は、子どもの年齢等によって制約されることが示されている。

高田(2010)は、「労働政策研究・研修機構：母子世帯の母への就業支援に関する調査」データを用い、母子家庭の母親の就業選択の分析を行い、6歳未満の子どもの有無、母親の年齢などが正規職員の就業の確率を下げていると説明している。さらに大石(2012)および周(2012)は、同じ調査データで、母子家庭の就業状況に着目し、母子家庭が貧困に陥りやすい要因として、母親の就業状況にあることを検証している。大石(2012)では、20歳未満の子をもつ有配偶者の母親と母子家庭の母親を区別し、母子家庭では非正規就業者が正規就業者よりも貧困に陥っており、正規就業者であることで貧困が回避できることを実証的に明らかにしている。だが周(2012)は、母親の能力および資格の有無や遺族年金などの収入によって、母子家庭の母親が正規職員ではなく非正規職員をあえて希望していることも示している。したがって、母子世帯は子どもがいることで正規職員になる就業確率が低下しており、非正規就業者であることで貧困に陥りやすい状況にいると指摘されている。

以上のことから、成人期の貧困が子ども期の貧困に帰するものの、子ども期の貧困は親の就業に大きく影響を受けています。なかでも母親の就業は子育てが制約となっており、母子家庭では非正規就業者であることで貧困に陥りやすい状況にあるとしている。このように、子どもの貧困は世代を超えて貧困の連鎖が生じていることが示されている。

しかも親の就業から得られる所得は、近年拡大傾向にある。就業から得た所得について、橋木(1998)は国内の世帯所得に格差が広がっていることを示し、大竹(2006)は、若年層の非正規職員が増え、若年層内の所得格差が拡大していることを指摘している。さら

に、太田・坂口(2004)では、「家計経済研究調査」データで、所得分位の残留率を指標とし、1990年代から2000年代にわたって残留率が上昇し、低所得者層の世代内所得移動の固定化が強まっていることを示している。

以上のことから、成人期の貧困は子ども期の貧困が起因しているものの、子ども期の貧困は親の就業状況が要因となっていると考えられる。しかも近年の親の所得の格差の拡大とともに、子どもの貧困が深刻化している可能性が高い。だが親の就業は、就業の有無だけでなく、就業していたとしても、その就業形態、賃金比、また労働時間あたりの賃金によって、子どもの生活水準に与える影響は異なる。ひとり親であるか、そうでないかといった家族構成も影響するであろう。また子どもの年齢によっても受ける影響の度合いは違うである。

さらに、先行研究では子どもの貧困を子どもの生活水準として捉えている。しかしながら近年、我が国の子どもの貧困率がOECD諸国の中でも最下位となるなか、日常生活の困窮にとどまらず、不登校や虐待といった社会的経済的困窮も、子どもの貧困として検討するようになってきている。

そこで本稿では、不登校や虐待を子どもの貧困の指標とし、親の就業と子どもの貧困の関係に着目し就業の有無、労働時間あたりの賃金、男女の賃金比を用い、子どもの年齢を区分した上で、子どもの貧困に与える影響を検証する。

3. 仮説の想定

深刻な子どもの貧困が発生する背景には、長引く景気低迷のもとで、子育て世帯の経済状況の脆弱化と母親の就業と子育ての代替関係が要因としてあげられる。女性の就業率の向上は、子育てに投入する時間の減少を意味しており、子どもに何らかの影響をもたらすかもしれない。さらにひとり親家庭では、経済状況の影響が強く子どもの学習環境を低下させ、子どもの貧困を招いている可能性が高い。

そこで本稿では、親の就業の有無、就業状況や所得、そして家族構成が、子どもの生活水準の低下を招き、不登校や虐待といった子どもの貧困を招いているかを、以下の2つのタイプの仮説を掲げ、それぞれの仮説の検証を行う。

(仮説1) 親の就業状況が子どもの不登校を招いているかどうかを検証

親の就業の有無及び就業状況によって、子育てに投入する時間に制約がかかり、子どもの生育環境の低下といった家庭に係る状況が誘因となり、子どもの不登校を招くと仮定する。

(仮説2) 親の家族構成によって子どもの虐待が生じているかどうかを検証

親の就業状況に加え、ひとり親である家族構成によって、子どもが一定水準の生活を得ら

れないとき、精神的な面での貧困、経済的な援助の喪失による貧困、教育の機会の逸脱による貧困など多岐にわたる子どもの貧困が生じていると仮定する。

4. データと分析方法

本節ではデータについて説明する。データソースとしては、総務省「国勢調査」⁷、厚生労働省「賃金構造基本調査」、厚生労働省「社会福祉施設等調査」⁸、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」⁹の2010年度の都道府県別データを用いる。本稿の推計で用いる変数を、以下のように作成した。なお、「 」は「国勢調査」などのデータソース名、【 】は作成した変数を示している。

第1に被説明変数である。(仮説1)に対応する親である女性の就業状況と児童の不登校との関係を検証するために、被説明変数には都道府県別データを用い、【小学生の不登校割合】【中学生の不登校割合】【高校生の不登校割合】【高校生の中退率】を用いる。また、(仮説2)の被説明変数に都道府県別の【3歳未満の児童虐待割合】【3歳以上6歳未満の児童虐待割合】【小学生の児童虐待割合】【中学生の児童虐待割合】【高校生の児童虐待割合】を用いる。親の厳しい就業状況が子どもに影響を与えた場合、その顕在化は多岐にわたり、かつ児童の年齢に応じて異なる。本稿では、子どもの貧困化を捉える機関として教育現場と福祉現場の両方から検証すべく、児童の年齢階級別の不登校割合および児童虐待割合を採用する。

(仮説1)

【小学生の不登校割合】=「1,000人当たりの不登校生徒数（小学校）（人）」

【中学生の不登校割合】=「1,000人当たりの不登校生徒数（中学校）（人）」

【高校生の不登校割合】=「1,000人当たりの不登校生徒数（高等学校）（人）」

(仮説2)

【3歳未満の児童虐待割合】=「児童虐待対応件数（0歳～3歳未満）（件数）」／
「0歳～3歳未満児童数（人）」

【3歳以上6歳未満の児童虐待割合】=「児童虐待対応件数（4歳～6歳未満）（件数）」／

⁷ 総務省(2010)「国勢調査」の「第1次基本集計（男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態など）都道府県結果」「産業等基本集計（労働力状態、就業者の産業など）」を使用する。

⁸ 詳細は、文部科学省(2010)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の（4）小・中学校の不登校（国公私立小・中学校）、（5）高等学校の不登校（国公私立高等学校）、（6）高等学校中途退学等（国公私立高等学校）を使用する。

⁹ 厚生労働省(2010)「福祉行政報告例：第29表 児童相談所における児童虐待相談の対応件数、都道府県－指定都市－中核市×被虐待者の年齢別」を用いる。

「4歳～6歳未満児童数（人）」

【小学生の児童虐待割合】＝「児童虐待対応件数（小学生）（件数）」／
「6歳～12歳未満児童数（人）」

【中学生の児童虐待割合】＝「児童虐待対応件数（中学生）（件数）」／
「13歳～15歳未満児童数（人）」

【高校生の児童虐待割合】＝「児童虐待対応件数（高校生）（件数）」／
「16歳～18歳未満児童数（人）」

第2は児童要因の説明変数である。【児童割合】【3歳未満児童割合】【3歳以上6歳未満児童割合】【小学生割合】【中学生割合】【高校生割合】である。

【児童割合】＝「0歳～6歳児童数（人）」／「人口総数（人）」

【3歳未満児童割合】＝「0歳～2歳児童数（人）」／「人口総数（人）」

【3歳以上6歳未満児童割合】＝「3歳～6歳児童数（人）」／「人口総数（人）」

【小学生割合】＝「6歳～12歳児童数（人）」／「人口総数（人）」

【中学生割合】＝「13歳～15歳児童数（人）」／「人口総数（人）」

【高校生割合】＝「16歳～18歳児童数（人）」／「人口総数（人）」

第3は母親の就業要因の説明変数である。就業率は、女性の出産や育児の機会費用であり、母親の就業の有無によって子育てに投じる時間が減少し、子どもの貧困化を招くので、プラスが予想される。【3歳未満児童をもつ母親の就業率】【3歳以上6歳未満児童をもつ母親の就業率】【小学生をもつ母親の就業率】【中学生をもつ母親の就業率】【高校生をもつ母親の就業率】を使用する。

【3歳未満児童をもつ母親の就業率】＝

「妻が就業者（最年少の子どもが0歳～2歳）（人）」／「人口総数（人）」

【3歳以上6歳未満児童をもつ母親の就業率】＝

「妻が就業者（最年少の子どもが3歳～6歳）（人）」／「人口総数（人）」

【小学生をもつ母親の就業率】＝

「妻が就業者（最年少の子どもが6歳～12歳）（人）」／「人口総数（人）」

【中学生をもつ母親の就業率】＝

「妻が就業者（最年少の子どもが13歳～15歳）（人）」／「人口総数（人）」

【高校生をもつ母親の就業率】＝

「妻が就業者（最年少の子どもが16歳～18歳）（人）」／「人口総数（人）」

第4は世帯の経済要因の説明変数である。【男女賃金比】【女性労働賃金率】【県民1人あ

たり所得】【完全失業率】である。男女賃金比および女性労働賃率は、女性の出産や育児の機会費用を表しており、予想される符号はプラスである。県民1人あたり所得が増えれば、一定の子どもの生育環境が確保され、子どもの貧困が減少するのでマイナスである。完全失業率は逆にプラスになることが予想される。

$$\begin{aligned} \text{【女性労働賃率】} &= \frac{\text{「きまつて支給する現金給与月額（女性）（千円）」}}{\text{「月間平均実労働時間数（女性）（時間）」}} \\ &\quad / \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{【男女賃金比】} &= \frac{\text{「きまつて支給する現金給与月額（女性）（千円）」}}{\text{「きまつて支給する現金給与月額（男性）（千円）」}} \\ &\quad / \end{aligned}$$

$$\text{【1人あたり県民所得】} = \text{「1人あたり県民所得（千円）」}$$

$$\text{【完全失業率】} = \text{「完全失業率（%）」}$$

第5は母子世帯の就業要因の説明変数である。【母子世帯正規職員就業率】【母子世帯非常勤職員就業率】である。母子世帯正規職員従業率と母子世帯非常勤職員就業率の上昇は、最低限の子育て費用の確保の実現と考えればマイナスが予想される。だが就業率の向上によって女性の出産や育児の機会費用が上がるならばプラスであると考えられるため符号は定かではない。

$$\begin{aligned} \text{【母子世帯正規職員就業率】} &= \frac{\text{「母子世帯数（正規の職員・従業員）（人）」}}{\text{「母子世帯総数（人）」}} \\ &\quad / \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{【母子世帯非常勤職員就業率】} &= \frac{\text{「母子世帯数（パート・アルバイト・その他）（人）」}}{\text{「母子世帯総数（人）」}} \\ &\quad / \end{aligned}$$

以上、2つの被説明変数を児童要因と就業要因の説明変数で推計した。基本的な推計モデルは以下の線形関数で決定されるものと仮定し、Seemingly Unrelated Regression (SUR) モデルで推定する。ここで、 μ は誤差項である。

$$G_{it} = \beta + \beta_1 Z_i + \beta_2 J_i + \beta_3 W_i + \beta_4 S_i + \mu_{it}$$

$$R_{it} = \beta + \beta_1 Z_i + \beta_2 J_i + \beta_3 W_i + \beta_4 S_i + \mu_{it}$$

左辺の被説明変数の G_i は【小学生の不登校割合】【中学生の不登校割合】【高校生の不登校割合】である。 R_i は【3歳未満の児童虐待割合】【3歳以上6歳未満の児童虐待割合】【小学生の児童虐待割合】【中学生の児童虐待割合】【高校生の児童虐待割合】を示す。右辺の説明変数には、 Z_i には【児童割合】【3歳未満児童割合】【3歳以上6歳未満児童割

合】【小学生割合】【中学生割合】【高校生割合】などの児童要因、 A_i には【3歳未満児童をもつ母親の就業率】【3歳以上6歳未満児童をもつ母親の就業率】【小学生をもつ母親の就業率】【中学生をもつ母親の就業率】【高校生をもつ母親の就業率】などの母親の就業要因、 W_i には【男女賃金比】【女性労働賃金率】【県民1人あたり所得】【完全失業率】などの世帯の経済要因、 S_i には【母子世帯正規職員就業率】【母子世帯非常勤職員就業率】などの母子世帯の就業要因であり、添え字*i*は都道府県を示している。なお、全体像は図1に、変数の記述統計は表1で示す。

5. 推計結果

5.1. 家族の就業行動が子どもの不登校を招くことへの検証

表2には小学生、中学生、高校生の不登校割合を被説明変数とする推計結果を示す。

第1に、【小学生の不登校割合】に対し【小学生をもつ母親の就業率】は有意に影響を与えないことが示された。だが就業形態で、【男女賃金比】がプラスに有意であることから、女性の収入に対し男性の収入が一定以上減少すると、小学生の不登校割合が増加することが明らかとなった。なお、【県民1人あたり所得】【完全失業率】【女性労働賃金率】などの就業要因ならびに【母子世帯正規職員就業率】【母子世帯非常勤職員率】などの母子世帯要因は有意な結果が得られなかった。

第2に、【中学生の不登校割合】に対しても同じように【中学生をもつ母親の就業率】は有意に影響を与えないことが示された。だが【県民1人あたり所得】がマイナスに有意な結果が得られており、【県民1人あたり所得】が上昇するほど、【中学生の不登校率】が下がることがわかった。【女性労働賃金率】についてはプラスに有意な結果であることから、時間あたり女性の労働賃金率が上昇するほど【中学生の不登校率】が上昇する。なお、【県民1人あたり所得】【完全失業率】【男女賃金比】などの就業要因、ならびに【母子世帯正規職員就業率】【母子世帯非常勤職員率】などの母子世帯要因は有意な結果が得られなかった。

第3に、【高校生の不登校率】には母親の就業要因、男女の就業形態、経済的要因、児童要因ならびに母子世帯要因の全てで有意な結果が得られなかった。

したがって、小学生の不登校や中学生の不登校割合には就業状況などの経済要因が影響すると考えられるものの、高校生については有意な影響は認められなかった。

5.2. 家族構成および就業の有無や体制によって子どもの虐待が生じていることへの検証

つぎに、表3では家族構成および就業要因が子どもの虐待に与える影響を分析した。その結果、第1に【3歳未満の児童虐待割合】【3歳以上6歳未満の児童虐待割合】【小学生の児童虐待割合】【中学生の児童虐待割合】に共通して、【母子世帯非常勤職員就業率】が

プラスに有意な結果が得られた。したがって、母子世帯の親の就業形態が非常勤職員であるほど、児童虐待割合が増加することが明らかとなった。

第2に、学齢によって影響する要因が異なることが示された。【3歳未満の児童虐待割合】では、【完全失業率】がプラスに有意な結果が得られており、失業率が増えると3歳未満の児童虐待割合が増える結果となった。【中学生の児童虐待割合】【高校生の児童虐待割合】にたいし、【中学生割合】【高校生割合】の児童要因がマイナスに有意な結果が検出された。したがって、それぞれの学齢の割合が増えたからといって、児童虐待割合が増えるわけではなく、一部の層に児童虐待が生じている可能性が高い。

第3に、【3歳未満の児童虐待割合】【3歳以上6歳未満の児童虐待割合】【小学生の児童虐待割合】【中学生の児童虐待割合】【高校生の児童虐待割合】には、学齢別の母親の就業率は影響を与えないことが示された。

6. 考察・結語

本稿の結果より、就業状況との関係でみたときに子どもの貧困は年齢階級に応じて異なる傾向があることが検証された。小学校および中学校の不登校には、男女賃金比および女性の労働賃金率から、女性の機会費用が増えると増加傾向となり、県民1人あたり所得が増えれば、抑えられることが明らかとなった。だが高校では親の就業の有無、就業状況ならびに所得は、高校の不登校率に有意に影響を与えないことが示された。

一方、子どもの虐待について年齢別に検証したところ、全ての年齢に共通して親の就業状況は有意に影響を与えないものの、3歳未満、3歳以上6歳未満、小学校、中学校の児童虐待は母子家庭非正規職員割合が多いほど増えていることが明らかとなった。なお、高校については母子家庭の就業要因との関係で、統計的に有意な結果が得られなかった。

したがって、子どもの貧困の対策には、親の就業および家族構成からのアプローチが有効であると考えられ、しかも対象児童の年齢は中学生までが効果的であることが示された。具体的には児童の不登校には親の就業状況への政策を検討することが有効であり、児童虐待には母子家庭の就業政策を打ち出すことが重要である。

表1 記述統計

	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
小学生の不登校割合	47	3.1447	0.8086	1.7813	5.1509
中学生の不登校割合	47	27.0374	3.0695	20.9445	33.5882
高校生の不登校割合	47	16.2449	4.7840	7.3880	30.1110
3歳未満の児童虐待割合	46	0.0021	0.0011	0.0004	0.0049
3歳以上6歳未満の児童虐待割合	46	0.0020	0.0011	0.0003	0.0049
小学生の児童虐待割合	46	0.0020	0.0010	0.0005	0.0043
中学生の児童虐待割合	46	0.0013	0.0007	0.0002	0.0030
高校生の児童虐待割合	46	0.0006	0.0004	0.0001	0.0018
児童割合	47	0.0390	0.0027	0.0287	0.0487
3歳未満児童割合	47	0.0282	0.0018	0.0219	0.0354
3歳以上6歳未満児童割合	47	0.0390	0.0027	0.0287	0.0487
小学生割合	47	0.0621	0.0057	0.0423	0.0775
中学生割合	47	0.0354	0.0037	0.0231	0.0429
高校生割合	47	0.0374	0.0030	0.0273	0.0422
3歳未満児童をもつ母親の就業率	47	0.0081	0.0017	0.0055	0.0124
3歳以上6歳未満児童をもつ母親の就業率	47	0.0098	0.0016	0.0067	0.0132
小学生をもつ母親の就業率	47	0.0152	0.0019	0.0105	0.0189
中学生をもつ母親の就業率	47	0.0078	0.0009	0.0053	0.0096
高校生をもつ母親の就業率	47	0.0071	0.0008	0.0050	0.0086
県民1人あたり所得	47	2681.5740	372.8413	2042.0000	4369.0000
男女賃金比	47	1.4510	0.0548	1.2870	1.5832
女性労働賃金率	47	1.3179	0.1265	1.0873	1.7750
完全失業率	47	6.5085	1.1447	4.6000	11.0000
母子世帯正規職員就業率	47	0.3329	0.0445	0.2530	0.4534
母子世帯非常勤職員就業率	47	0.0336	0.0101	0.0146	0.0578

表2 女性の就労状況と不登校割合の関係

	小学生の不登校割合	中学生の不登校割合	高校生の不登校割合
小学生割合	10.15 (36.51)		
中学生割合		235.5 (239.1)	
高校生割合			432.9 (454.7)
小学生をもつ母親の就業率	21.18 (116.0)		
中学生をもつ母親の就業率		-847.1 (937.9)	
高校生をもつ母親の就業率			-1,650 (1,707)
県民1人あたり所得	-0.000129 (0.000645)	-0.00442* (0.00251)	-0.00183 (0.00400)
男女賃金比	11.16** (5.636)	-11.28 (21.74)	29.42 (33.62)
女性労働賃金率	2.259 (2.697)	18.83* (11.27)	12.15 (16.42)
完全失業率	-0.0996 (0.168)	-0.150 (0.689)	1.034 (1.107)
母子世帯正規職員就業率	1.729 (3.825)	3.828 (14.19)	35.23 (22.68)
母子世帯非常勤職員就業率	17.96 (18.16)	70.31 (66.73)	179.8 (109.9)
Constant	-8.668 (6.006)	17.43 (25.97)	-44.16 (46.61)
Observations	47	47	47
R-squared	0.222	0.198	0.191

備考)

(1) () の中の値は標準偏差である。

(2) *、 **、 ***はそれぞれ有意水準 10%、 5 %、 1%で帰無仮説を棄却し、 統計的に有意であることを示す。